

関西学院大学「障がい学生支援実施基準（ガイドライン）」
学生活動支援機構総合支援センター

はじめに

本学における障がい学生に対する支援は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づく「合理的配慮の提供」を含めて行われるものであり、その支援の内容は、別に定められた「障がい学生支援に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）にしたがって、全学的に統一された基準に基づいて実施されるものである。そこで、基本方針にある「6. 合理的配慮の提供」「8. 不服申し立て」に基づき、支援実施基準（ガイドライン）をここに定める。

参考

合理的配慮とは、「障害者が他の者との平等を基礎としてすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義している。（障害者権利条約第2条）

1. 支援にあたっての前提

1) 学生の範囲

このガイドラインにいう学生とは、本学に入学を希望する障がいのある人、及び本学に在籍する障がいのある大学生・大学院生、特別学生、交換留学生等とする。

2) 支援対象

- ①障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあり、原則として、障害者手帳や医師の診断書等の根拠資料のある人とする。
- ②①以外でも、学生活動支援機構総合支援センター（以下「総合支援センター」という）または、当該学生の所属学部・研究科との合意により支援が必要であると認定した場合、支援の対象とする。

3) 「合理的配慮」としての支援の提供内容

a) 本学における「合理的配慮」としての支援の内容は、次の事項を参考とする。

①試験の配慮

別室受験、時間延長、代筆、代読

②講義等の記録の代替

ノートテイキング、授業担当教員の了解に基づく録音の許可

③教材へのアクセシビリティ

教科書・教材の代替フォーマット(点字、音声、拡大、電子テキストファイル等)の製作、字幕のない映像資料への文字起こし・字幕付け

④音声言語へのアクセシビリティ

パソコン等支援機器の利用、手話通訳（支援機関への派遣依頼）等

⑤建物へのアクセシビリティ

教室、図書館、実験室等学内諸施設

⑥技術支援による自立サポート

音声読み上げソフト、IC レコーダ、拡大カメラ、耳栓の使用等

⑦実験・実習の補助

LA、TA などによる補助

⑧その他の支援

障害特性による必要な支援

b) 本学における「合理的配慮」としての支援の内容に含まれないものとして、次の事項を参考とする。

① 教育に関わる本質的な変更を伴うもの

単位認定基準や卒業要件の緩和など、教育に関わる本質的な変更。

② 支援をする大学に過度な負担がかかること

大学側に財政面・体制面等で「過度な」負担がかかるものは、支援の内容には含まれない。判断の要素は次のとおりとする。

(要素＝「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」内閣府に基づく)

○事務・事業(教育研究)への影響の程度（事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か）

○実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）

○費用・負担の程度

○事務・事業（教育研究）規模

○財政・財務状況

③ 教育とは関係のない生活全般にわたる支援に関すること

本学における修学とは直接に関係しない日常生活支援や個人的な支援、及び課外活動に関する支援。

4) 「合理的配慮」提供の対象となる学生の活動の範囲

合理的配慮提供の対象を、原則としてキャンパス内における入学試験支援、修学支援、就職支援とする。

5) 支援内容における留意点

本学における「合理的配慮」としての支援の内容は、上記 3) に定めるが、「合理的配慮」としての支援の内容に含まれないものについても、必要に応じて検討する。

2. 入学試験支援内容

大学入試センター試験の「受験上の配慮」に準拠し、必要な支援を行う。

3. 修学支援内容

修学支援には、正課授業、学校行事（入学式、卒業式等）への参加等、本学における修学（教育）に関する事項を含める。以下に障害の種別ごとに、支援内容例を挙げる。具体的な支援内容については、学生本人の修学的（教育的）ニーズと意思を可能な限り尊重し、学生の所属学部・研究科、総合支援センターと関係部課が検討・判断を行い、当該学生との合意の下に個々に決定する。

A) 視覚障害

必要に応じて以下のうちの一つ、または複数を組み合わせて支援を行う。

- ① 教材の点訳・拡大・テキスト校正
- ② 対面朗読
- ③ 支援器具の利用（点字翻訳用パソコン、音声読み上げソフト、点字プリンタ、据置型拡大読書機、PC 画面拡大ソフト、オプタコン、ライトブレーラー、OCR ソフト）
- ④ 点字図書（大学図書館所蔵）
- ⑤ LA、TA などによる実験等の支援
- ⑥ 試験時間延長、別室受験
- ⑦ その他

B) 聴覚障害

必要に応じて以下のうちの一つ、または複数を組み合わせて支援を行う。

- ① ノートテイク・パソコンテイクの派遣
- ② ビデオ教材（映像資料）の文字起こし、字幕付け
- ③ 手話通訳者の派遣（外部機関への委託）
- ④ 支援器具の利用（電磁誘導ループ等）
- ⑤ LA、TA などによる実験等の支援
- ⑥ 試験時間延長、別室受験
- ⑦ その他

C) 肢体不自由

必要に応じて以下のうちの一つ、または複数を組み合わせて支援を行う。

- ① 授業教室調整
- ② 教室間移動支援
- ③ ノート作成者の派遣
- ④ 救護室
- ⑤ LA、TA などによる実験等の支援
- ⑥ 試験時間延長、別室受験
- ⑦ その他

D) 病弱・虚弱（てんかん、気管支喘息、アトピー性皮膚炎、食物アレルギー・アナフィラキシー、ネフローゼ症候群・慢性腎疾患、インスリン依存性糖尿病、悪性新生物等
※障害者総合支援法における「難病」の取り扱いに準拠する）

疾患の種類、障害の程度や場面により支援が異なる。そのため、状況に応じて必要な支援を行う。

E) 発達障害（自閉症スペクトラム障害、注意欠陥・多動性障害、限局性学習障害等）

障害の種類や状況及び場面に応じた個別の支援が求められる。そのため、状況に応じて必要な支援を行う。

F) 精神障害（統合失調症、気分障害、不安性障害、睡眠障害、高次脳機能障害等）

疾患の種類、障害の程度や場面により支援が異なる。そのため、状況に応じて医療機関との継続的な連携を含め、必要な支援を行う。

G) その他（性同一性障害（性別違和）等）

社会生活上の配慮が必要であるため、状況に応じて必要な配慮を行う。

注）D) 病弱・虚弱、E) 発達障害、F) 精神障害の障害名は、日本学生支援機構「教職員のための障害学生修学支援ガイド（平成 26 年度改訂版）」による。

4. 就職支援内容

障がい学生を対象としたキャリア・就職支援及び外部支援機関との連携による支援を行う。

また、キャリアセンター主催プログラムの参加学生へ必要な支援を行う。

5. 不服申し立て

このガイドラインにしたがって提供されることが決定された支援方法等について、障がい学生、その保証人、関係する科目の教員及び職員において疑義や不服申し立てがある場合は、原則建設的対話に基づく合意形成により解決する。ただし、解決に至らない場合は以下の手順で申し立てを行う。

① 疑義や不服のある障がい学生、その保証人、関係する教員及び職員（以下申立人）は、総合支援センターに相談する。

② 総合支援センターにおいても解決に至らない場合、申立人は「関西学院大学 障がい学生支

援にかかわる調停規程」に準じて、学長室に申し出る。

- ③学長室において受理後、「関西学院大学 障がい学生支援に関わる調停規程」に基づき学長のもと調停が行われ、このガイドラインの考え方にのっとり共通理解を生み出し、もって和解を実現していく。

6. 本基準の制定改廃

本基準の制定改廃は、障がいのある学生の意見を聴取し、総合支援センター委員会の審議を経て、大学評議会において決定する。

7. 附則

本基準は、2016年4月1日から実施する。

本基準は、2021年4月1日から、改正実施する。